

「行動問題」への理解・対応ではなく、 障害のある人の人格発達をみすえた実践と制度の構築を

白石 恵理子

 しらいし えりこ
 滋賀大学教育学部
 本誌編集委員

「強度行動障害」とは、知的障害や自閉症児・者において、原因にかかわらず、著しい自傷、他傷、こだわり、物壊し、多動、パニック、粗暴などの行動が通常考えられない頻度と強さで、しかも複合して出現し、その結果、家庭生活や社会生活に深刻な影響をおよぼし、通常の養育環境では著しく処遇困難なものをさす。すなわち「強度行動障害」とは、精神医学的な診断名ではなく、そうした症状を概括する概念である。

その激しい行動問題ゆえに本人も本人をとりまく周囲のものも極めて困難な状況におかれ、かつては施設入所すらも断られて、在宅で悲惨な状況に置かれていることも少なからずあった。1990年には厚生省心身障害研究班が組織され、93年からは国の「強度行動障害特別処遇事業」が開始された。それから10余年が経過したが、この間の経過のなかで、「強度行動障害」とは、個人に固有の「障害」ではなく、本人に内在する医学的・器質的要因が基底にありつつも、外界、環境、社会との重層的な相互作用・相互関係において形成され、変化していくものであることが、より明らかになってきている。

本特集では、その多様かつ重層的な相互作用、相互関係について、社会的制度や地域的条件、本人と家族のライフサイクルと生活実態、医療、本人と周囲との人間関係、本人のもつ生活要求・発達要求と発達障害等、それぞれの角度からできるだけ実態を明らかにしようとした。そのうえで本人と家族の地域生活保障の課題やネットワーク構築の展望について提起し

た。上記事業は3年間という限定で、地域生活移行を目的とするが、地域生活そのものを支える条件が改善されない限り、行動問題の「再発」も容易にありうる。これは、グランドデザイン案や障害者自立支援法案で示されている方向性への重大な問題提起にもなるだろう。

同時に、「行動障害」「行動問題」のみをターゲットにして行動を誘発する刺激要因を排除することに終始したり、周囲からの刺激に本人を従属させていく実践は対症療法にすぎず、本人の要求を眠り込ませ、変化や他者の意図への不安感を一層高めることになりかねない。また、機能的には重度であっても、認知的にはけっして重度ではなく、そのために本人の葛藤が強まっている場合もある。激しい行動によって見えにくくはなっているものの、その奥には必ず「生活要求」「発達要求」が潜んでいるのであり、それが理解される人間関係を基盤にして、本人が周囲や社会と主体的に関係構築が行えるような実践も模索されている。本特集では、こうした実践に光をあてたが、「強度行動障害」のある人のみならず重度発達障害者の「ゆたかな生活」が実現していくためには、充実した日中活動が、密度高い人との関係・支援に基づいて系統的・継続的に保障されることが重要であろう。

また、このような障害理解の視点、支援やネットワークの課題、実践上の留意点は、「強度行動障害」と言われる特定の人たちだけではなく、発達障害一般に通じる。乳幼児、学齢期のあり方を考えることにもつながるであろう。